

2026年度 太田記念美術館年間パスポート 会員募集のお知らせ

太田記念美術館年間パスポートは、太田記念美術館により親しみ、浮世絵を身近に感じていただくことを目的として創設された会員制度です。みなさまのご入会をお待ちしております。

年会費： 7,000 円 (税込)

有効期間： 2026年4月1日 ～ 2027年3月31日

特典：

1. 展覧会期中、何度でも無料で入館することができます。
2. ミュージアムグッズのうち、当館が指定する一部商品を割引価格で購入することができます（但し、当館地下店舗は対象外）。
3. 当館が有料講座等を開催する場合には、一部割引料金で受講することができます。
4. 提携する山種美術館・サントリー美術館・千葉市美術館・戸栗美術館において割引料金でご入館いただけます（他の割引との併用不可）。

※ パスポートはご本人様に限り有効です。

※ パスポートのご提示がない場合、特典のご利用はできません。

※ 特典は都合により変更される場合がございます。

※ 展示や催し物等のご案内の郵送はしておりません。詳細はウェブサイト等でご確認ください。

※ 招待券の贈呈はありません。

【お申し込み詳細】

会員募集期間： 2026年3月6日（金）～ 2026年3月29日（日）（必着）

下記 ① ② いずれかの方法でお申し込みください。

① ご来館によるお申し込み

募集期間中、受付にて申込書に年会費を添えてお申し込みください。

② 郵送でのお申し込み

募集期間中、必要事項を記入した申込書、年会費を現金書留にてご郵送ください。

（現金書留送付先：〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-10-10 太田記念美術館 TEL03-3403-0880）

- お申し込みにあたって、裏面の会員規約を必ずお読み下さい。
ご入会をもって会員規約の内容をご承諾いただいたものとさせていただきます。
- お申し込みは 2026年3月6日（金） より受付を開始いたします。
- 年間パスポートの会員募集の最終締切日は、ご来館いただく場合も、現金書留の場合も、2026年3月29日（日）（必着） となります。
（郵送で3月30日以降に当館に着信した場合、返送用書留手数料 600 円を差し引いた上でのご返金となります。）

2026年度 太田記念美術館年間パスポート 会員規約

第1条 (目的)

「太田記念美術館年間パスポート」(以下「年間パスポート」という)は、太田記念美術館(以下「当館」という)により親しみ、浮世絵を身近に感じていただくことを目的とします。

第2条 (会員の定義)

1. この会員規約(以下「本規約」という)に定める会員とは、本規約を承諾した上で会員募集期間内に当館所定の手続きに従って入会を申込み、当館がこれを承諾した個人をいいます。
2. 入会申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合は入会申込みをお断りすることがあります。
 - 1) 申込内容に事実と異なる内容があることが判明した場合。
 - 2) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合。
 - 3) その他会員として不適切であると当館が判断した場合。

第3条 (会員証)

1. 会員には会員証(以下「年間パスポート」という)を発行いたします。
2. 第5条に定める特典の対象は、年間パスポートに記名のご本人に限ります。
3. 年間パスポートは、譲渡・貸与することはできません。
4. 年間パスポートを紛失した場合、年間利用料金の半額を支払うことにより、再発行を受けることができます。

第4条 (料金及び期間)

1. 年間パスポートの利用料金は年額 7,000 円(税込)とします。なお、この料金は当館の事情により変更することがあります。
2. 会員が資格を有する期間は、入会した年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。
3. 会員の退会、会員資格の取り消し、その他理由の如何を問わず、既に支払われた利用料金の払い戻しは一切行わないものとします。

第5条 (会員の特典)

1. 会員は、年間パスポートの提示により次の特典を受けることができます。但し、提示のない場合は特典を受けることができません。また、利用後(事後)の提示による特典の対応はできません。
 - 1) 展覧会期中、何度でも無料で当館に入館することができます。
 - 2) 当館が販売するミュージアムグッズのうち、当館が指定する一部商品を割引価格で購入することができます(但し、当館地下店舗は対象外)。
 - 3) 当館が有料講座等を開催する場合には、一部割引料金で受講することができます。
 - 4) 提携する他の施設において観覧料の割引を受けることができます(他の割引との併用不可)。
2. 当館は、会員の事前の了承を得ることなく、特典を変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。

第6条 (届出事項の変更)

1. 会員は、氏名、住所、電話番号等、申し込み内容に変更が生じた場合には、速やかに当館へ変更の連絡を行うこととします。
2. 会員が前項の連絡を怠ったことで不利益を被ったとしても、当館は一切責任を負わないものとします。

第7条 (退会及び会員資格の取り消し)

1. 会員は、当館所定の手続きを行うことにより、自由に退会できるものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当館は事前に通知することなく当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとします、これにより当該会員は会員としての全ての権利を失うものとします。
 - 1) 申込内容に事実と異なる内容があることが判明した場合。
 - 2) 連絡先の住所・電話番号等が不明になった場合。
 - 3) その他会員として相応しくない行為があった、あるいは不適切であると当館が判断した場合。
 - 4) この会員規約に違反する行為が明確になった場合。

第8条 (個人情報の取り扱い)

1. 会員の個人情報は当館にて適切に管理し、会員管理、年間パスポート・文書等の送付の目的のみに使用します。
2. 会員の個人情報は、会員の同意なしに、第三者への提供、開示をすることはありません(法令等により開示を求められた場合を除く)。

第9条 (会員規約の変更等)

1. 当館は、会員の事前の了承を得ることなく、この会員規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。
2. 変更後の会員規約については、書面等、当館が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとします。

(附則)

この会員規約は2026年4月1日から実施します。